



慶應義塾大学ビジネス・スクール

日亜化学工業・青色 LED 訴訟

5

東京地裁中間判決

〈判決主文〉「目録記載の特許権に係る発明についての特許を受ける権利が、被告(日亜化学工業)に承継された旨の被告の主張は理由がある」¹

〈中村修二氏コメント〉「メチャクチャだ」「(敗訴の)理由が理路整然と述べられていないので、全く納得できない」「高裁であらためて戦いたい」²

10

〈日亜化学工業コメント〉「原告の周到な作戦の下、盛んに行われた報道キャンペーンの状況下でありながら、正当な判決が下されたことに敬意を表すとともに、真実を堂々と主張するように励ましていただいた多勢の方々に心から感謝いたします。事実無根の研究中止命令等を理由にした原告の申立が認められなかったのは当然であります。当社は、今後も引き続きその正当性を正々堂々と主張していく所存であります」³

15

2002年9月19日、東京地裁は青色発光ダイオード(LED)の開発者・中村修二氏(現・米国カリフォルニア大学サンタバーバラ校・教授)が、元勤務先である日亜化学工業(株)(以下、日亜化学)に対して起こした特許権帰属訴訟の中間判決において、会社側に特許権の帰属を認める判決を言い渡した。中村氏は青色LEDの発明について、会社命令に反して開発したものであり、特許法に規定している業務中に開発した「職務発明」ではないと主張していた。あるいは「職務発明」だとしても「譲渡証には鉛筆でサインして押印もないため無効」であり、会社に特許権を譲渡していないとして提訴していた。そして特許法に定められた「相当な対価」として、20億円の支払いを求めていた⁴。

20

かつて日本企業では従業員の処遇に関して、平等性が重んじられてきた。終身雇用や手厚い福利厚生によって従業員全員の生活を保証し、企業への帰属意識や忠誠心を高める政策をとってきた。このような背景から従業員からの訴訟を想定する企業はほとんどなかった。

25

¹ H14. 9.19 東京地裁 平成13(ワ)17772 特許権 民事訴訟事件 中間判決主文

² 日本経済新聞2002/9/23

³ 日亜化学工業ホームページ「9月19日付判決に関する当社の正式コメント」

⁴ 日本経済新聞2002/9/20

30